

見附市介護・障害福祉施設等運営支援金交付事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、原油価格や電気・ガス料金、食材費等を含む物価の高騰（以下「物価高騰」という。）を受けながらも、介護保険サービス及び障害福祉サービス等（以下「介護サービス等」という。）の安定的な供給を継続している介護サービス事業所、介護保険施設並びに障害福祉サービス事業所（以下「介護サービス事業所等」という。）に対し、物価高騰による介護サービス等の提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぎ、もって高齢者福祉及び障害福祉の向上に資することを目的として、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その支援金の交付については、見附市補助金等交付規則（昭和34年見附市規則第5号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 見附市介護・障害福祉施設等運営支援金（以下「支援金」という。）の交付対象は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業者（以下「対象事業者」という。）とする。

- (1) 令和8年6月1日（以下「基準日」という。）時点において、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定される、別表1または別表2に掲げる見附市内に所在する介護サービス事業所等を運営する事業者であること。
- (2) 基準日において、前号に掲げる介護サービス事業所等を休止していない事業者であること。ただし、運営している介護サービス事業所等の一部を休止している事業者を除く。
- (3) 基準日以降も、第1号に掲げる介護サービス事業所等を6月以上継続して運営する見込みがあること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 国及び地方公共団体その他公共団体が設立した法人、及び国、地方公共団体その他公共団体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している事業者でないこと。
- (6) 暴力団（見附市暴力団排除条例（平成25年見附市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(支援金の交付額)

第3条 支援金の交付額は、別表1及び別表2のとおりとする。

2 対象事業者において複数の介護サービス事業所等を運営している場合は、別表中の区分、施設またはサービス、定員種別区分ごとの支援金の額を算出し、合計した額を交付する。

3 前項の規定における一対象事業者あたりの交付上限額は100万円とする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、見附市介護・障害福祉施設等運営支援金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

なお、申請は、運営する介護サービス事業所等をまとめて対象事業者が行うものとする。

2 前項に規定する交付申請は、令和8年7月31日までに行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合には指定する期日とする。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、見附市介護・障害福祉施設等運営支援金交付決定通知書（様式第2号）又は見附市介護・障害福祉施設等運営支援金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定を行うにあたり必要があるときは、条件を付することができる。

(調査等)

第6条 市長は、支援金に関し必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた対象事業者（以下「交付事業者」という。）に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金の交付の条件又はこの要領に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、交付事業者に見附市介護・障害福祉施設等運営支援金交付決定取消（返還）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前項の規定により、支援金の交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還命令を受けた者は、指定された期日までに支援金を返還しなければならない。

(延滞金)

第8条 市長は、交付事業者が支援金の返還を命ぜられ、これを正当な理由がなく納期日までに納付しなかったときは、交付規則第10条の規定により延滞金を徴収することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年6月25日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第 3 条、第 4 条関係)

介護 区分		施設またはサービス、定員種別	1 事業あたりの 支援金の額
1		訪問介護（※ 1）、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、介護予防支援	25,000円
2	(1)	通所介護（※ 2）、通所リハビリテーション、	定員9人以下 30,000円
	(2)	地域密着型通所介護（※ 3）、認知症対応型通	定員18人以下 50,000円
	(3)	所介護、小規模多機能型居宅介護（※ 4）、看	定員29人以下 100,000円
	(4)	護小規模多機能型居宅介護（※ 4）	定員59人以下 150,000円
	(5)		定員60人以上 200,000円
3	(1)	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護	定員9人以下 45,000円
	(2)	医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着	定員18人以下 75,000円
	(3)	型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密	定員29人以下 150,000円
	(4)	着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型	定員59人以下 225,000円
	(5)	共同生活介護、短期入所生活介護（※ 5）、短	定員60人以上 300,000円
		期入所療養介護	

※ 別表 1 には、介護予防サービスを含む。

※ 1 「訪問介護（※ 1）」には、介護予防・日常生活支援総合事業における「訪問型サービス」の指定を受けたものを含み、両方の指定を受けている事業所は、訪問介護分のみを申請する。

※ 2 「通所介護（※ 2）」には、介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」の指定を受けたものを含み、両方の指定を受けている場合の定員は、「通所介護」事業分のみを申請する。

※ 3 「地域密着型通所介護（※ 3）」には、介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」の指定を受けたものを含み、両方の指定を受けている場合の定員は、「地域密着型通所介護」事業分のみを申請する。

※ 4 「小規模多機能型居宅介護（※ 4）」、「看護小規模多機能型居宅介護（※ 4）」の定員は、登録定員の数とする。

※ 5 「短期入所生活介護（※ 5）」は、空床利用型短期入所を除く。

別表 2 (第 2 条、第 3 条、第 4 条関係)

障害 区分		施設またはサービス、定員種別		1 事業あたりの 支援金の額
1		居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、計画相談支援、 障害児相談支援、保育所等訪問支援		25,000円
2	(1)	自立訓練、生活介護、就労移行支援、就労継 続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労選択支 援、児童発達支援、放課後等デイサービス	定員10人以下	30,000円
	(2)		定員20人以下	50,000円
	(3)		定員30人以下	100,000円
	(4)		定員40人以下	150,000円
	(5)		定員41人以上	200,000円
3	(1)	施設入所支援、共同生活援助、短期入所	定員10人以下	45,000円
	(2)		定員20人以下	75,000円
	(3)		定員30人以下	150,000円
	(4)		定員40人以下	225,000円
	(5)		定員41人以上	300,000円

※ 「障害区分 1」に掲げる複数のサービスに係る事業を同一事業所で行っている場合には、一の事業とみなす。

※ 「障害区分 2」に掲げる複数のサービスに係る事業を同一事業所で行っている場合は、多機能型事業所とし、定員はそれぞれのサービスの合計人数とする。

※ 共生型サービス及び基準該当サービスは対象外とする。

※ 別表 1「介護区分 1」に掲げるサービスと別表 2「障害区分 1」に掲げるサービスを同一事業所で行っている場合には、一の事業とみなし、別表 1 の区分で申請する。